英海上保險法に於ける代位權

八木久

行はれるものであり、これ等の保險に於ける一つの重要な原則となつてゐるのである。 の支拂ひをなしたるときは、被保險者がその第三者に對して有する權利を、 保險者の塡補すべき損害が第三者の行為に因り惹起せしめられたる場合に、保險者がその損害につき保險金 これを亨受し得るといふ代位の原則は、獨り海上保險に限られたものではなく、 保險者の支拂へる保險金 損害保険一般を通じて の限度に

害を蒙むりたる場合に、 如き狀態に在らしむるが爲の調節作用を爲すものがこの代位の原則である。蓋し被保險者が保險事故の爲に損 等保險を通じての大原則たる損害塡補性に求むべきものにして、被保險者をして損害無發生の場合に於けるが 扨て然らば損害保險に於ける代位の原則の占むる重要性の因つて生ずる根據は如何と言ふに、もとよりこれ 一方に於ては保險者の負擔たるの理由に依り保險者に對して損害の塡補を請求し、他

入七

英海上保険法に於ける代位権 (久木)

の原理 ても、 的性質を持つものであり、 方に於てはその事故が第三者の責任 假令後者が保險契約自體とは關係のないものとしても、 被保險者をして徒らに利益せしむるのみで、損害塡補の大原則を著しく侵犯するものとして、 に背反する結果となるからである。 損害塡補理論の基礎を動搖せしめざるが爲の調節的作用をなす原則であると言ふこ たるの理由に依りこれに損害賠償を請求して、双方より收入を得ること 從つて代位の原則は保險に於ける損害塡補の大原則に對しての 又法理上との二個の請求權が成立するものであつ 正義衡平 補充

我海上保險の實際が英國法と密接なる交渉を有する點より見て强ち無用視されることはあり得ないものと言ひ せられてゐるか、 とが出來る。 斯かる重要な原則である以上各國の共に認むるところであるが、 そして叉我法律上の規定と異なる點如何を示し乍ら、 代位の原則が英國海上保險法上如何に規定 同國の法律上の原則を述べることは、

育 得るであらう。 に對し保護を受け又は之につき賠償を受け得る凡ゆる手段方法を、繼承すべき權利がある。失はれたる船舶 人の損害を塡補する約束をなしたるものが、その損害塡補をなしたるときは、その塡補を受けたる者がその よつてこれを知ることとする。 先づ英國の海上保險法上代位の原則が如何に解されてゐるかについて、同國で有名な定義を引用することに 並 K Burnand v. Rodocanachi 即ち、 事件 先づ Simpson v. Thomson 事件(一八七七年)に於ける Lord Cairns (一八八二年) に於ける Lord Blackburn の言を掲ぐるに、 前者は 損 他 Ø Ø

Templeman & Greenacre, Marine Insurance, 1934, p. 278.

出來んと言ふ効力を持つ」ことによりて說明されるのである。 great law of indemnity) だに受取らざるものとせば、 てゐるのである。」さればこの原則は たる金額を損害塡補者の爲に受託者として受取り得るのみであり、 全損を囘復せんと欲し保險者により全損額を支拂はれ その損害塡補者の爲にこれを受取るが爲の總ゆる便宜を供給すべき義務を貧 損 害塡補の大原則より生する 從つて若し彼がその權利を有する金額を未 必然的成果であ た ものは兩手で受取ることは つて â

_

九〇六年英國海上保險法第七九條は代位に關し次の如き規定を有してゐる。 即ち、

害ノ原因 分= 一保險者ガ保險ノ目的全部ノ全損ニ對 二前項 ソノ支拂ヲ ッ 丰 ニ定ムル場合ヲ除キ、 刃 何 ル 等 事 ナ 故 權 シ 時以後、 利ヲ有セズ。 刃 ル保険、 保険ノ 目的 保險者ガ分損ノ支拂ヲナシタル 但シ保險者ハ被保險者ニ 目的 ツキ シ、 殘存 ツキ 叉 被保險者ノ有スル ハ セ 積荷保險ニアリテハソノ一部全損ニ對シ支拂 ル被保險者ノ 對シ本法ニ ŀ 利益ヲ承機 + 纫 從ヒ損害ヲ塡補 權 保險者ハ保險ノ目的又ハソ 利及ビ ス べ 丰 求償 權利 ラ有 シ 一代位 タル ス。 限 ス 度 ル ヲ ナ ナ Æ 水 於テ、 ノ残存 保險者 ノト シ Ŋ ル 損 セ ハ ŀ 損 ル 害 *

原因

ル

事

故

畤

以後、

保險

目

的

ツキ

被保險者ノ有

スル

纫

權

利

及ビ

求償

代位

ス

ル

Æ

ŀ

る。

以

上の規定によつて知り得る如く、

英法は代位に關

保險者が全損を支拂つた場合と單に分損を支拂つた

2) Arnould, On Marine Insurance, 11th Ed., Vol. II, 1924, p. 1577.

^{3) 1883}年、Castellain v. Preston 事件に於ける Bowen 判事の言、cited in Arnould, ibid, p. 1576.

上 ては、 場合との間 支拂の際には斯かる文句を見出し得ないのである。 權利代位に關し規定するところがあるが、 るのである。 法四一五條に規定せる物上代位の場合と何等異なるところなく、 一額に關 の効果に於ては兩者が異なるが如く解されるのである。然し乍ら、斯かる解釋は判決上より見て又理論上 これは蓋し當然である。而して此兩場合を通じて「被保險者」 「保險者ハ被保險者ニ對シ本法ニ從ヒ損害ヲ塡補シタル限度ニ於テ」なる文句が存するが、 K 明 然し乍ら、 適當であるか何うかに就ては疑問がある。 支拂保險金の限度なる制限が附 シ得」となし、 確な區別をしてゐるのである。 全損支拂の際には斯かる制限が存しないことを意味するが如く見られ、 後者の場合即ち分損支拂の際 保險の目的に存する財産權 此の兩者に於て著しき相違がある。 せられたものでこれを越へては保險者は被保險者 即ち前者の場合に於ては「保険 このことは分損支拂の場合には第三者より

回收 K その詳細は後に述べること」する。 (Proprietary right) の移轉を認めてゐる。 は ح Ø ノ權利及ビ求償ニ代位スル 只第一項中に權利代位と共に一括規定してゐ 物 上代位たる財産権の 即ち第二項分損支拂の場合に於 ノ目的 闗 移轉は認められておら モ シ 残存セ 從つて其の法 Ø 利益を侵 これ せらるべ 第一項全損 ル 被保險者 は 我 ያ

所有權を取得し、 限は行はれないのであつて、 尚 全 損 「支拂の際に於ける保險者の物上代位に關しては、 假令後日それが發見され、 例へば失踪船の場合保險者が全損として支拂をなしたる後は、 その賣却代金が支拂保險金を超過することあるも、 權利代位に於けるが如き支拂保險金 その船舶 Ø 保險者はその 限 度 K Ø 對する 如

九一

英海上保険法に於ける代位權

⁴⁾ Houstman v. Thornton (1810), cited in Chalmers, Marine Insurance Act, 1906, 4th Ed., p. 116.

力

超過分を被保險者に返還するを要せず、その金額を收得し得るものである。これは我商法第四一五條の場合と する便宜規定である。但し我商法は失踪船の場合は委付を認めてゐる。 同様であつて、假令委付されることなくとも委付と同様の効果を與へて、 保險者被保險者の地位を確定せんと

Ξ

以下主として問題の多い權利代位に關して說明を加へて行く。

次に然らば、保險者の代位權取得の要件並に內容に就て順次說明をして見る。

であり、 來るからである。されば、この點に就き法律は「保險者が………支拂ヲナシタルトキハ」と規定することに依つ は斯かる債權を有するの理由に依つて、期待されたる充分の損害塡補を保險者に求むることが出來なくなつて せらるべき金額と自己の貧擔額とを相殺することによつて、その差引きせられたる負擔額を支拂ふことを得な 損害塡補の目的を達せしむることを必要とするのである。從つて保險者は被保險者に對して、第三者より囘收 する被保險者の有する權利及び求償の保險者への移轉は、これによりて保險者の負擔額を輕減せんが爲のも のである。若し斯かる相殺による支拂が許されるとせば、第三者がその債務不履行に陷つた際に被保險者 先づ以て、保險者は全損又は分損の場合を通じて、保險金の支拂をなしたることを要する。保險の目的に關 同時に被保險者に對しては損害塡補の範圍を越へての囘收を禁じ乍ら、 他方に於ては被保險者をして

九三

¹⁾ Arnould, ibid., p. 1574, Foot-note (f)., Gow, Marine Insurance, 5th Ed., 1931, p. 175.

²⁾ Arnould, ibid. Templeman & Greenacre, ibid., p. 283.

³⁾ 明治四十二年六月廿九日東京地方裁判所判决

⁴⁾ 反對 加藤由作 海上損害論 昭和10年 416頁。

は、 船舶が同一 舶が各々別 主に屬する二隻の船舶が、 によつて保險者の不利な地位を救済してゐるのである。 て、保險者の代位權の存在を許してゐないことは明白であるが、 してゐる。 被保險者はその船舶が被保險者以外の他の船主に屬するものと假定して、 の不利益を除かんとして船舶保險證券には 殆んど 所謂姉妹船約款 (Sister Ship Clause) 合には保險者の代位し得べき權利がないからである。 第二に保險者に移轉せらるべきものは、 この不利益なる地位を脱してゐる。 その保険金を支拂ふことによつてその船主より損害の賠償を受くることは出來ないのである。 我法律上に於ては、 船主の財産に屬するの故を以て、然らざる場合に於けるよりも不利なものとなるのであるか 一個の保險者に保險されてゐるものであつても、 方の過失によりて衝突し、 「保險契約者又ハ被保險者ガ第三者ニ對シテ有セル 即ち、 被保險者の享受し得る權利であることを必要とする。 被保険船舶が被保険者に屬する他の船舶と衝突したるときは、 然し乍ら、 他方に損害を蒙らしめたる場合に於て、 相手船の過失によつて損害を受けた船舶の保険者 この場合に於ける保險者の地 保險證券は英國に於けると同様、 保險證券上の權利を收得するものと 權利ヲ取得スル」と規定し を挿入することによつ 位は偶 此 從つて同 蓋し 姉妹船約款 Ø)双方の 相手方 断る場 ح 船 船

の目的以外のものに闘して有する權利については、 第三に保險者が代位により享受し得る權利は被保險者が保險の目的 Co. v. Hadden 事件に於て、 被告たる船主の所有船 保險者の代位が及ばないことは當然である。 Queen of the East 號が Cassandra に闘し有するものなるを以て、 一八八四年の 號の過失に その保険

⁵⁾ 以下 Arnould, ibid., p. 1585-6.

より た囘收金は、 それは船舶保險者の代位し得るものではない」との理由によつて、 でないとの抗辯をしたのである。その際控訴院は「運賃の損失に對する囘收金が船舶の損害に對する囘收 べき損害の部分は既に運賃保險者に正當に支拂はれたものであつて、 損害をも含めて賠償金を受取つたのである。蓋しその船舶が衝突なければ傭船契約上取得せらるべき運賃を失 あるが、 らるべきものでないことを明かにしたのである。 たのである。 個にして異なれる損失に關しての別個の囘收金なるを以て、 あると言ひ得る程、 つたからであるが、 「兩船が その際被告たる船主は 衝突して損害を蒙つたので、 從つて衝突によつて損害を蒙つた船主が、 被保険船舶の價額の一部として支拂はれたものではないのであるから、 船舶と運賃は一體をなすものではなく、 その際に原告たる保險者は賠償額全額の請求をなしたのである。 Cassandra 號の所有者より船體の損害としてのみならずその收得すべき運賃 前者の保險者たる原告は同船を準全損として船主との決済をしたので 過失船主より船體保險の責任なき部分に關して受取つ 船舶の損害に關しての囘收金とは言へな 運賃の損失に關しての囘收金は船舶 被告の抗辯は正當であるとの判決が行はれ 原告たる船舶保險者に支拂はるべきもの 船體保險者により代位せ そとで被告は運賃に屬す の損害とは別 故に 金で

險者の塡補すべき損害は、 新舊交換費に相當すべき損害の賠償部分に關しても同様であると言ひ得る。 右の 理 論はその儘適用されて、 被害船舶の修繕費又は見積修繕費中より特約によつては一定年齢に達したる船舶は 船舶が衝突により分損となりたる際、 加害船主より支拂はるべき滯船料又は 蓋し、 船舶の分損に際して船體保

につき、 間に於て、 今更述べる迄もないことである。英國の實際は、 拂はるべき賠償金全額を收得し得べきものであるとしてゐるけれど、もとよりかゝる見解の失當であることは 斯かる損害塡補額を越へて更に囘收をなすことを得ないとの理由より、 7 特定の部分を除き新舊交換費を控除したる額であるが賠償金についてはかゝる控除が行はれないもの らして、 Lowndes 氏は、 これは學說判例の認むるところである。 保險者の代位が行はれるとせば、 又加害船, 保険者の支拂額が加害者の賠償額に對する割合に應じ比例的に分割するものとしてゐるのであつ 主の賠償は被害船舶の滯船料にも及ぶものであるからして、これ等の部分に關しての賠償 被保險者は保險者より法律上損害塡補と見做さるべきものを受領してゐるのであるから、 保險者をして不當に利得せしめる結果となるからである。 斯かる場合には加害者より囘收せる金額を、 原則として保險者は不法行爲者より支 船主及び保険者 之に對し である

主張し得べき又は旣に主張されたる求償であつても、 は旣に履行され又は未だ履行されざる契約上のものであつても、 判事の控訴院に於ける次の言は、 被保險者間に於ては、 害を軽減し得べきあらゆる利益を言ふものであつて、一八八三年の Castellain v. Preston 事件に關し、 最後に保險者に代位せらるべき被保險者の權利及び求償とは何かと言ふに、 保險者は被保險者の有する總ゆる權利の利益を享受し得るものである。 この點に就て甚だ明瞭な說明をしてゐるのである。即ち曰く、 又はその他の法律上又は衡平上の權利にして條件付の有 又はその權利が不法行爲に對する被保險 それは被保險者の蒙れる損 而してその 「保險者及び 失損 權 利

⁶⁾ Mar. Ins., 2nd Ed., Sec. 217, cited in Arnould, ibid., p. 1587.

⁷⁾ Amould, ibid.

⁸⁾ Arnould, ibid., p. 1776.

第三者ノ行爲ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ」との制限が附せられてゐるのである。 權利を言ふのである」と。而して此等の權利並に求償は、その原因たる損害が第三者の行爲に因りたるものな は取得により、 無を問はずこれを行使し得又は旣に行使せるか又は取得し得又は旣に取得せるものであつても、 ることを必要としないのである。この點は我商法と甚だしく異なつてゐる。即ち我商法四一六條には る制限が存せず、 |利が被保險者の名に於て保險者により行使し得るものであらうとなからうと、 被保險者の保險されたる損害が輕減され得又は輕減し得たものであらうとも、 その意味の文言がないのである。 然るに英法第七九條には斯 その權利又は條件の これ等總ペての 或ひは又斯か 「損害ガ 行使又

ያ

で之を拒否したのである。 部分は議會の法律の趣旨即ちその支拂は保險者の損失を輕減するのではなく荷主に對する補償であるとの理由 收金 (Salvage) として之に代位すべしとしたのである。 件で)、その積荷の實價と保險者の塡補額との差額を支拂つたのである。保險者はその補償金を積荷に對する囘 て保險者は準全損としての支拂をなしたのであるが、その積荷の價格が支拂はれた全損額を甚だしく超過して ね Rodocanachi 事件に於て、戰爭危險擔保の評價濟證券により保險されたる積荷が南軍の驅逐艦の爲損壞され た。後に米國政府が議會の法律で出來た補償基金中より支出をして(但し保險者よりの要求は認めずとの條 被保險者の有する權利及び求償に關して英法上問題とされ たるものに贈與がある。 一八八一年の 控訴院に於ける Brett 判事は、 一部の判事は保險者の主張を容認したのであるが、 議會による補償金の附與は純然たる恩惠的行爲であ Burnand 大

英海上保險法に於ける代位權

(久木)

四年の に不利な決定をしたのである。 る10) **判事の意見はその儘賛成せられず、** その贈與は損害の輕減にはならぬ。 るならば、保險者は之に代位すべく、然らさるときは被保險者の爲にのみ與へられ保險者の爲にでないならば、 る。さればその行爲の眞の性質によつて決せられ、與へられたる金錢が被保險者の爲と同樣保險者の爲に存す て行はれたのでなく何か他の動機に關してなされたものであるから、 つて個人間に於ける金錢の任意的授與と何等異ならず。これは明かに代位の原則の範圍外であるとして保險者 者のみの爲に行ふ意思でない限り、 により返還した金に關して、全損を支拂へる原告たる保險者の代位を認めたるは、その金の拂戾は特に被保險 從つて贈與もその性質によつては保險者に代位されるのであることが解る。それは Stearns v. Village Main Reef Gold Co. 事件に於て、南阿政府が始め被告の金を抑へて後同人の請 然らば贈與に關しては保險者は代位し得ないかと言ふに必しも然らず。 その事件の判決の基礎は、 損害輕減の爲に被保險者に與へられたる贈與なるを以てであるとして よつて之が同判決の趣旨であると Bowen 贈與と言ふ問題ではなくその支拂は損害に闘し それは損害の輕減にはなり得ないのであ 判事が他の事件に於て述べてゐ Cotton 判事が一九〇

ろのものでないにしても、これに對して保險者の代位を認むることが、 減の爲に爲されたものである限り、そして亦それは事實被保險者の受領する迄は全然被保險者の關知するとこ これに依つて見れば、 英法は假令贈與であり任意的支拂 (Voluntary payments) であつても、 被保險者の保險の目的に關して有する それが損害輕

^{9) 10) 11)} Arnould, ibid, p. 1588-1591.

るところであつて、 権利及び求償の解釋に含まれることを示してゐるのである。然れども我法律上に於ては斯かる解釋は疑問とす が至當であらう。 第三者に對して有する權利の中には、 贈與や任意的支拂の如きは含まざるものと解釋する

四

Ø

險の目的に關して被保險者が第三者に對して有する權利即ち損害賠償金の如きは、 代位に對する英法の解釋に就ていある。 法に於て保險者の取得する權利は、 者が保險金全額の支拂をなして保險の目的に關して被保險者の有する一切の權利を取得する行爲であるが、 られずして代位により保險者の享受し得るものなることを法律は明かにしてゐる。 次に代位に闘して考察せらるべき問題は、代位と委付との闘係並にその兩者間に於ける差異及び全損の際の 保險の目的の上に存する權利即ち財産權であるが(第六三條第一項)、 委付 (abandonment, délaissement) は準全損又は絕對全損に際して保險 即ち海上保險法第七九條第 委付に依り保險者に移轉 此の保 英

船舶に附隨する財産的權利とは全く異なりたるものであつて、此の財産的權利は委付によつて移轉するもので 左に掲げて見る。即ち、「委付を惹起したる損害の原因たる不法行爲に對してその行爲者を訴訟する權利は、 今一九三〇年の Attorney General v. Glen Line の判決中に、Atkin 卿がこの間の區別に就て言へる文句を

項の規定により支配されてゐるのである。

Cited in Templeman & Greenacre, ibid., p. 282.

英海上保険法に於ける代位權

(久木)

權利 者たらしめるものであるが、代位は保險者をしてその目的物の所有とは全く別個の請求權其の他の求償權 そして代位は保險者の支拂額に對し一磅の中二〇志迄の權利を保險者に與へるに過ぎないのである」と。 は誰も疑ふところではない。然し乍ら、保險者はこの權利を第七九條の規定により取得するもので、同條によ れたる船體の保険者は、 ある。若し保險者を海上危險發生後の買主にたとへるとせば、その寶買自體の爲にその訴訟權が移轉すること 保險の目的に附隨せる權利の一とは言ひ得ないのである。從つてこれは委付によりて移轉することなく代位に り保險の目的に闘する一切の權利並に求償に代位するのである、この權利並に求償は保險の目的に屬する一 なく賣主に殘されてゐることは明かである。實際は委付により與へられる法律上の權利(第六三條)を代位 益に浴せしめるに過ぎないのである。 よつて移轉が認められてゐる。然らば此の兩者の區別は如何と言ふに、委付は保險者をして保險の目的 の行はれた時に成立するのであり、代位に闘してはその權利は保險金の支拂によりてのみ發生するのである。 の財産的權利とは全く異なつた文句である。 、例へば船舶に對する運賃の如き)であつて、第三者により與へられたる損害を囘復せんとする被保險者の權利は、 断くの如く委付により保險者に移轉するものは、 (第七九條) と區別せず、この兩者を屢々混同するのである。衝突により損害を蒙むり準全損として委付さ 船體の損害に對し不法行爲者を訴求する被保險者の權利の利益を享受し得るについて されば委付にありては委付された物件が偶々保險者の支拂へる保險金額 而して注意すべきは、 **碊存せる保險の目的の所有權並にこれに附隨せる諸權利** 委付に闘してはそれ等の權利は有効な委付 この所有 の諸 Ø 利 屻

あつて保険金の支拂を待つて移轉しない。 利得することは許されないのである。尙又委付による權利の移轉は有効なる委付あるとき直ちに行はれるので 取得でありその利益となるのである。然るに代位にありては原則として保險者はその支拂へる保險金を越へて を超過せる價値を示すに至つても、その超過部分は被保險者に返戾せられるものでなく、 依然として保険者の

ある。 る權利の一切は、 Cockburn 判事は「全損の際殘存物の形態で殘れる船舶は一切、又は保險され且つ損害を受けた物件に歸屬す 價九千磅の理由によりその割合丈自己に歸屬すべきものとして抗辯したが判決は保險者の有利に下されたので 船主はその全額に責任を有すべきところ、商船法の規定に基きその責任制限が行はれて五千七百磅の賠償をな 代位の主張であつて、其内容は六千磅に評價され保險されたる Hetton 號が、その實價九千磅ありし爲に相手 したのである。ところが保險者はこの全額に代位すべきを主張したのであるが、被保險者たる船主も亦その實 號の一方的過失により衝突し全損に歸したので、後者の船主がなしたる損害賠償金に對する前者への保險者の 七〇年の North of England Ins. Co. v. Armstrong 事件であつて、この事件は Hetton 號なる船舶が Uhlenhorst と解釋されるものがあり、これが英法の全損の場合に於ける代位權の解釋となつて現はれてゐる。それは一八 然るに英國の判決中全損の場合に於ける代位權に關し、 然し、若しこの際九千磅の支拂があつた場合には、 保險者が保險證券上の支拂をなしたるときより保險者に移轉し、保險者は之を享受し得るは 保險者はその全額につき代位し得べきものなりや。 一部分委付に類似せるが如き効果を與へられたもの

明 支拂はれる損害の形に於て、その船舶を代表するものに對して保險者は權利を有するであらう」として、 に船 金額を越へて之を代位するを得ずと判決されたのである。 船が相手船の過失により衝突損害を蒙り、 保險者が損失を蒙むるとせば、 過失者に對して控訴する代りに、その普通行ふ様に保險證券上の請求をなした誤りの爲に、保險者が利得し被 者に何等の請求をなさなかつたならば、 付を混同 者がその支拂保險金を越へる部分の利得をも認めてゐるやうであるが、 得られた場合には、 九〇四年の カン 舶が現物の儘戾つたときは保險者が之に權利を有すると同じやうに、 K 認 められてゐるのである。 したのである。 Livingstone 號事件に於てこの點を明かにしてゐる。 斯くて回收されたるものはその損失船舶を代表するものであることは明かと思ふ。 若しその判事の意見を正しとすれば、 全く奇妙なものでああらう」とは、 従つて船舶の代りに、 被保險者は其の金額を保留し得ること」なる。 實價の賠償を受けたる場合に、全損を支拂へる保險者は、 その船舶の推定價額が又はその損 「若し被保險者が相手船を訴へて九千磅を保險 Arnould の文句を俟つ迄もない 即ち實價より低く評價され保險されたる船 これは確に間違ひであつて、代位と委 衝突を惹起せる船舶の所有者により 然るに被保險者が先づ 害船 舶 Ø 相當價質 Ø ンである。 る。 支拂保險 そ 保險 れ故 額 が

對しては被保險者の比例參加を認めないことが明かである。然し乍ら支拂保險金を超過する部分に對しては、 上全損の場合に於ける代位を考察すれば、 保險者は支拂保險金の限度迄はその全額に對して代位收得するものであつて、 英法は被保險物件の實價と評價の間に差があつても その賠償金 即ち 低 評價 K Cited in Arnould, ibid., p, 1581. Ibid., p. 1582.

の場合に於ても、

以

³⁾⁴⁾

K

より

移轉すべ

きや

K

敓

並

一に少

少數學者のに

一採る

ので

あ

る。

た

とき

Ĺ

たる場合に於て、

られてゐるやう

Ø

權

利

K

積荷の實際價額が

そ

Ø

保險價

即ち一九三三

车

0

從つ

て

衝突船

舶

カン

5

得

た

る

る。

それは保險契約とは關係なき事件に於ける被保險者の

利益を、

保険契約の存するが故に

損

傷せらるべ

き

ねる

Ø

で

あ

Ø

代位

權

0

効

、果と同じ

樣

O

結果に終る

Ø

であ

る。

然して

れは保険證券上

一の評價

の効力に闘

7

る原則を侵

犯

す

る

英海

上保険法に於ける代位権

(久木)

理

由

はない

からであらうが、

かくす

n

ば低評價に於ける保險者の

代位

權

の効果は、

部保険に於け

る保険者

前揭書 421頁、430頁(註2)、藤本博士、海上保險論(商學全集) 259頁(註)、加藤正治 海法研究 第一卷 大正7年 347頁。 加藤由作 5) 昭和5年

へば、松本丞治 保険法 大正11年 年 515頁、加藤由作 前掲書 251頁 205頁、加藤正治 海商法講義 大正 6) 251頁等。

大審院判決。 昭和2年7月7日 7)

⁸⁾ 藤本幸太郎 前掲書 - 256-7頁、烏賀陽然頁 保険委付き論ズ(法學論整 2號 49頁)

Templeman & greenacre, ibid., p. 281. 9)

ものであつて、海上保険に於ては容認し難いところである。

五

ある。

次は、 保險者が共同海損々害を支拂つた場合に於ける他の共同海損債務者の分擔額に對する代位權に就て以

は、 海損債務者に對する分擔額請求權に代位し得るは言を俟たないのである。然るにこの場合保險の目的の有する 險者ョリ囘收スルコトヲ得」と規定し、直接其の損害に關し保險者よりの求償を認められてゐる。されば被保 ふことを要するのである。而して保險者はこの場合其の損害を塡補したるときは、 險者が此規定に基き被保險者が直接保險者に對し、その損害の塡補を請求したるときは、保險者はこれを支拂 牲ノ際ハ被保險者ハ分擔ノ責メニ任ズベキ他ノ者ニ對シテ分擔請求權ヲ行使スルコトナクソノ全損害ニ關 被保險者が共同海損費用を支出せる際に於ては、 海上保險法第六六條第四項前段の規定するところにより定つてゐるが、その後段には 保險者の責任は被保險者の分擔額に對してのみ存すること 被保険者の有する他 「而シテ共同海損 の共同 シ保

擔額全額を收得し得べきか、又この場合他よりの分擔額の總額が支拂保險金額を超過したる場合については如

全額につき代位し得るは明かであるが、

共同海損負擔價額が、その保險價額と同じであるか又はこれより小なるときは、保險者は他の債務者の分擔額

若し負擔額が保險價額より遙かに大であつた場合に、

保險者はその分

何 の問題を生ずる。

れないのであるが、 〇年の North of England Ins. Co. v. Armstrong 事件の判決の原則が、その儘適用せらるべきか何うか に代位したる場合に闘し、英國法廷に於て未だ判決を見ないものゝやうであり、この場合に旣に述べた一八七 共同海損債權に代位する保險者の地位は、 未だ解決が與へられてゐないやうであるが、 只保険の目的が共同海損犠牲として全損を蒙むりたる場合に於ける保険者の共同海損 格別他の權利求償に代位する場合と特別に異なるものとは考へ 私は斯かる場合が生じたときは、 との判決の原則が依然とし に開

支拂をなしたる保險者の他の負擔責任ある保險者に對しての直接の求償權であつて、 者に對して分擔の請求をなし得るのであるが、 十條)保險者同志間に於ては、 各自の引受けたる保險金額の 總保險金額に對する割合に應じ、責任を有するも であるが、 てその儘適用されて行くものと信ずるのである。 金額の總和が保險の目的の價額を超過したる場合に於ける保險者の代位權の發生に就てゞある。 斯くの如く、 保險者の代位に關し更に考察せらるべき問題は、一の保險の目的に關し複數の保險契約が存在し、 從つて自己の資擔すべき金額を越へて被保險者に支拂をなしたるときは、その部分に就き他の保險 この場合は保險者は同一の被保險利益に對してのものであり、保險者の塡補は法律の規定上 (第八 同一の保険の目的の上に複數の保險契約の存する場合は二つある。 これは保險者が被保險者の權利求償に代位するものではなく、 即ち、 被保險者の有する權利又 一は重複保険 その保険 の場合

0五

英海上保険法に於ける代位權

(久木)

Dover, Handbook to Marine Insurance, 4th Ed., 1936, p. 213.

有することにより説明されるのである。

立に行使し得るものではなく、 行ひ得るに過ぎないのであつて、 れは保險者に對して獨立な權利として法律の許與したるものではないのである。 金を支拂つた場合には、 最後に考察せらるべき問題は、 被保險者の享受し得る權利救濟其の他の利益を享受し得るに過ぎない 第三者に對する訴訟の場合にありても、 保險者の名義で行ひ得るものではない。 英法上に於ける保險者の代位權の性質である。 保險者の利益に於て被保險者の名義で 從つて "Underwriter can only stand 即ち保險者が被保險者より 英法に於ては、 Ø であつて、 保険者は

K て自己を訴へることは出來ないのである。 關 そ の結果、 心して救濟を求め得ないのも、 衝突の際に於ける加害船が被保險者の所有に屬する場合に於ては、 との點から見ても當然である。 從つて被害船舶の保險者は其の被保險者に對して、 被保險者は自己の過失に對し 加害船 側 の過

Ħ

the shoes of assured"と言はれてゐるのもこれが爲である。

險金 K 保險者の代位の利益を害すべき取極めを第三者との間に於て行ふことは許されないのであつて、若し被保險者 に於て保險者の享受し得べき利益を消滅せしめ減殺する が勝手に自己の享受し得る權利利益に關して之を拋棄し減少し又は他の第三者に移轉することは、それ丈終局 保險者の代位の それに相當する分丈被保險者としては保險者に對して損害の賠償をなさしむべきであつて、 一額の減少となつて相殺せらるべきは當然であらう。 利益は被保險者の名義に於て確保されるものであるからして、 もので あるから、 保險者は保險金の支拂をなす場合 被保險者はその理由よりして それは支拂

1) Arnould, ibid., p. 1584.

Arnould, ibid., p. 1594.

一0七

英海上保険法に於ける代位權

(久木)

法に於ては斯かる解釋はとられない。即ち、保險者が保險金を支拂つたときは、法律上當然に被保險者の權利 はこれにより第三者に對して獨立の權利を取得し、以て直接第三者 に對 して 權利の利益を主張し得るのであ 代位に於ては債權譲渡に關する民法四六七條の手續を要せずして、第三者に對抗し得るものであつて、保險者 に代位するのであつて、物上代位にありては物權讓渡に關する民法一七八條の對抗要件を必要とせず、又權利 断くて英法に於ける保險者の代位權なるものは、それ自體獨立せる保險者の權利ではないのであるが、

³⁾ 松本丞治 前揭書 115頁。